

重要事項説明書

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業者 春日グループホーム雪・月・花

1. 事業主体概要

事業主体名	医療法人新仁会
代表者名	鹿島 洋一
所在地	奈良県奈良市鹿野園町 1212 番地の 1
他の介護保険関連事業	・通所リハビリテーション ・訪問看護ステーション ・居宅介護療養管理指導 ・介護医療院

2. ホーム概要

ホーム名	春日グループホーム雪・月・花
ホームの理念	生命の大切さを学び、穏やかでやすらぎのある生活の場で有り続けることを目指します。
ホームの目的	認知症により自立した生活が困難になった入居者に対して、家庭的な生活環境の下で、日常生活のお世話や心身の機能訓練により、安心と尊厳のある生活を能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援します。
ホームの指針	・ 信頼と愛情と笑顔を大切にします。 ・ 専門的知識と技術の向上に努めます。 ・ 地域との交流を図り、明るく生き生きと活動できるよう援助します。
ホームの運営方針	入居者の人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービス提供に努めるとともに個別の介護計画を作成することにより入居者が必要とする適切なサービスを提供いたします。
ホームの責任者	鹿島 洋一
開設年月日	平成 16 年 1 月 19 日
保険事業者指定番号	2970102477
所在地・電話・FAX 番号	〒630-8302 奈良市白毫寺町 900 番地の 1 TEL 0742 (20) 7227 FAX 0742 (20) 7228
交通の便	JR 奈良駅・近鉄奈良駅より 奈良交通山村町・藤原台行きバス萩ヶ丘町下車徒歩 10 分
敷地概要	構造：鉄筋 2 階建て 1 階平屋 1067.38 m ²
建物概要	延べ面積 798.1 m ² 建築面積 537.07 m ²
居室の概要	居室 27 室 (9×3 ユニット 全個室) 定員 27 名
共用施設の概要	居間兼食堂・居間和室・キッチン・共同浴室 (脱衣場含む) 共同トイレ・スタッフルーム・エレベーター
緊急対応方法	病状に急変その他緊急事態が生じた場合は、協力医療機関である奈良春日病院に連絡し適切な処置を講ずるとともにご家族にご連絡します。

ナースコール等緊急連絡 安否確認	館内の共用施設（共用トイレ）および各居室には緊急コールを設置し介護スタッフが受信し対応。夜間は、介護スタッフが巡視。
防犯防火設備 避難設備等の概要	スプリンクラー設備 ・ 防犯カメラ 消火栓 ・ 緊急通報装置等消防設備
損害賠償保険	東京海上日動火災保険株式会社
火災保険	東京海上日動火災保険株式会社

3. 職員体制（3ユニット満床時）

職種	人数	勤務体制	保有資格
施設長	1	兼任	医師
管理者	1	常勤	介護支援専門員・介護福祉士
計画作成担当者	3	常勤	介護支援専門員・介護福祉士
介護従事者	18人以上	常勤9名以上	介護福祉士・ホームヘルパー2級他

4. 勤務体制（常勤・非常勤） ※1ユニットあたり

昼間の体制	日勤（8：50～17：00）	早出（7：20～15：30）	遅出（11：50～20：00）
	1～2名	1名	1名
夜間の体制	夜勤（16：40～翌9：10）		
	1名		

5. 利用状況（ 年 月 日）

入居者数	1ユニットあたり定員9人（ユニット数×3ユニット） 総定員27名
要介護度別	要支援2： 人 要介護度1： 人 要介護度2： 人 要介護度3： 人 要介護度4： 人 要介護度5： 人

6. ホーム利用にあたっての留意事項

食事	身体状況・嗜好・栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。
排泄	入居者の状況に応じて適切な解除を行います。
入浴	週3回を基本としますが、希望によっては毎日の入浴も可能です。
日常生活の援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗濯（職員でしますが、ご希望があればご自分でできる様援助します。） ・ 居室内の掃除（定期的に職員が居室整備を行います。） ・ シーツ交換 ・ お誕生日会や季節感のある行事を計画、提供いたします。
来訪・面会	各ユニット受付にて記帳してください。来訪者が宿泊するときは必ず許可を取ってください。
外出・外泊	所定の用紙にて、職員に提出して下さい。
居室変更	日常動作等考慮して、居室を変更させていただく場合があります。
迷惑行為等	騒音等他の入居者に迷惑になる行為はご遠慮ください。また無断で他の入居者の居室に立ち入らないようにしてください。
所持品の持ち込	貴金属や金銭（おこづかい）は、こちらでは一切管理いたしません。

動物飼育	居室内のペットの持ち込みは禁止とさせていただきます。
理美容サービス	料金は個人負担となります。

7. 利用者及び家族の権利と義務

『権利』

個人の尊重	個人の人格、人生経験を尊重し、良質な介護を公平に受けることができます。
知る権利	全てにおいて納得のいく説明と情報の提供を受けることができます。 自分の介護録の開示を求めることができます。
自己決定権	入居者は、個人の納得と意思に基づき介護サービス計画書に同意し、それを受けるあるいは、断ることができます。
個人情報の保護	入居者の全ての個人情報は保護されます。
良質な介護	平等で安全かつ良質な介護を受けることができます。

『義務』	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者提供して下さい。 ・ 他の入居者や、その訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないで下さい。 ・ 事業者が提供するサービスに異議がある場合は、速やかに事業者に知らせて下さい。 ・ 市町村及び介護保険、その他の省令に基づくグループホームの立ち入り検査について入居者及び入居者代理人は協力して下さい。
------	--

8. サービスおよび利用料等

①

保険給付サービス	24時間食事・入浴・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練・健康管理（看護師による指導、助言、指示）相談・援助、緊急時の協力医療機関との調整等。 上記については、包括的に提供され下記の表による要介護度別に応じて定められた金額（省令により変動あり）が自己負担額となります。
保険対象外サービス	保険対象外のサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります。料金の改定は、理由を付して事前に連絡いたします。
居室の提供	55,000円/月
食事の提供	2,000円/日 ※1日で朝・昼・夕全て欠食の場合のみ2,000円引きとなります。
管理費	600円/日 水光熱費・施設維持費 ※外泊や入院などされている場合は、日割り計算させていただきます。
個人消耗品費	理美容・オムツ実費

②

敷金	200,000円 入居契約書の規定とします。（退居後に金額無利息で返還）
----	---

③ 介護保険基本料金（令和6年6月より）

	単位数／日	単位数単価
初期加算（30日）	30	10.27円／単位
医療連携体制加算（Ⅰ）ハ	37	
医療連携体制加算（Ⅱ）	5	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	
看取り介護加算	72単位／日 （死亡日以前31～45日）	
	144単位／日 （死亡日以前4～30日）	
	680単位／日 （死亡日前日及び前々日）	
	1280単位／日 （死亡日）	
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数に12.5%を乗じた単位数	
入院時費用	246単位／日 （1月につき6日限度）	
口腔衛生管理体制加算 （訪問歯科診療希望者のみ）	30単位／月	
栄養管理体制加算	30単位／月	
協力医療機関連係加算（Ⅰ）	100単位／月	
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10単位／月	
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5単位／月	
退居時情報提供加算（Ⅱ）	250単位／回	

（介護予防）認知症対応型共同生活介護（Ⅱ）

	単位数／日	単位数単価
要支援2	749	10.27円／単位
要介護1	753	
要介護2	788	
要介護3	812	
要介護4	828	
要介護5	845	

9. 協力医療機関

協力医療機関の概要 診療科目	医療法人新仁会 奈良春日病院 内科、神経内科、呼吸器内科、老年内科、循環器内科、外科、整形外科、老年精神科、泌尿器科、放射線科、皮膚科、眼科、リハビリテーション科、歯科・口腔外科
-------------------	--

診療科目	社会福祉法人恩賜財団 済生会奈良病院 内科、神経内科、外科、整形外科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科
	医療法人新仁会 奈良春日病院 訪問看護ステーションこまどり 入居者に対する日常的な健康管理と介護職員に対する適切な指導、援助を行います。状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡調整なども行います。
緊急時の対応	医療を緊急に要する場合、奈良春日病院にて対応させていただきます。24時間連絡可能な体制をとり、指導、助言、指示をもらいます。ただし対応できない場合は、近隣の病院にて対応させていただくことがあります。ご家族の方へは随時連絡させていただきます。

10. 入居、退居等

入居者の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症等により要支援2、要介護度1から5の認定を受けた方で、少人数による共同生活を営むことに支障のない方。 ・ 常時医療機関において治療をする必要のない方。 ・ 身元引受人を立てることのできる方。 ・ 春日グループホームの運営方針に賛同していただける方。 ・ 他入居者に伝染する疾患のない方、自傷、他害の恐れのない方。 ・ 協力医療機関の外来診療科目に該当しないものに関しては、家人様に受診をして貰う事が出来る方。
身元引受人等の条件・義務等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身元保証人を一人立てていただきます。 ・ 身元保証人は、契約上の責務について契約者と連帯して責任を負うこととなります。また、施設提供者が利用契約の解除を必要と認め要請したときは、協議の上、入居者の身柄を引き取り居室の残置財産の引き取り等を行っていただきます。 ・ 契約者と身元保証人は、同一でも構いません。
契約の解除	<p>入居契約者による解除</p> <p>文章で通知することにより、いつでも契約を解除することが出来ます。</p> <p>施設提供者による解除</p> <p>以下の場合には一定の手続きをふまえて契約を解除することがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 月額使用料その他の費用の支払を怠り、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払えない場合 ② 契約内容に違反し、書面で通知後30日経過しても違反が回復されなかった時。 ③ 提出書類等に重大な不実記載をし、その他不正な手段により入居したとき。 ④ 入居者が自傷他害の恐れがあり、かつ、入居者に対する通常の介護方法では、これを防止することが出来ない場合。

	⑤ 入居者の身体状況が著しく低下するなど、少人数による共同生活を営むことに支障を生じ、医師の意見を聴いたうえで事業者が判断した場合。
--	--

11. 個人情報の取り扱い

秘密の保持	<ul style="list-style-type: none"> 事業者及び従業員は、運営規定に定めるとおり、業務上知り得た入居者又は家族の秘密を保持し、正当な理由のある場合を除き、第三者にもらしません。 広報誌、ホームページへは別途文章にて同意をいただいた方のみを掲載します。
-------	---

12. 事故発生時の対応

事故発生時の対応	入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合、事業所はすみやかに入居者のご家族、市町村に連絡するとともに必要な措置を講じます。
----------	--

13. 非常災害対策

計画の策定と訓練の実施	事業所は消防計画及び風水害、土砂災害、地震等の災害に対処するための計画を定め、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行います。
-------------	--

14. 苦情相談機関

ホーム苦情相談窓口	担当者氏名 江崎 良紀
連絡先	奈良市白毫寺町 900-1 (電話) 0742-20-7227 春日グループホーム雪・月・花
奈良市役所	介護苦情受付 介護福祉課 奈良市二条大路南1丁目1番1号 (電話) 0742-34-5422 (FAX) 0742-34-2621
奈良県国民健康保険 団体連合会	介護苦情受付 橿原市大久保町 302-1 (電話) 0120-21-6899 (フリーダイヤル)

15. 高齢者虐待

- 事業者は入居者等への虐待の発生及びその再発を防ぐため、必要な措置を講じます。
- 従業員に対して、虐待を防ぐための研修を定期的で開催することで、人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- 虐待に関するご相談等については、以下の担当者またはユニット長、副ユニット長へお申し付け下さい。(虐待相談担当者：管理者 江崎 良紀)

16. ハラスメント行為について

事業者は下記のハラスメント行為について、事業所の安全性を確保するため、固くお断りを致します。
(契約解除をさせていただくことがあります)

1. 身体的暴力（身体的な力を使って、危害を及ぼす行為）
2. 精神的暴力（個人の尊厳や人格を、言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
3. セクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為）

17. 感染症対策

事業者は、感染症の発生又はその再発を防ぐため、以下に掲げる措置を講じます。

1. 感染症防止のため法人の感染対策委員会の指示に基づいて、“拡大防止”“予防”に努めます。
2. 感染症に対する指針を法人と整備し、それに基づいて対応を図ります。
3. 従業者に対して、感染症予防のための研修を定期的実施することで、感染症に対する意識、知識や技術の向上に努めます。
4. 事業者は、非常時に備えた感染症対策訓練を行います。

18. サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

実施の有無	有
実施した直近の年月日	2023年10月25日
第三者評価機関名	NPO法人 カロア
評価結果の開示状況	WAMNET 掲載

(附則)

この説明書は、平成16年1月19日から施行する。

改定	平成18年4月1日	(3・8③・11)	平成21年4月1日	(8③)
	平成21年10月1日	(8②)	平成23年4月1日	(8①)
	平成23年11月7日	(11)	平成24年4月1日	(2・4・8③・9)
	平成25年9月16日	(4)	平成26年4月1日	(8③・9・10)
	平成27年4月1日	(8③)	平成27年11月11日	(6・7・8②・11・12・13)
	平成28年4月1日	(8③)	平成29年4月1日	(8③)
	平成30年4月1日	(3・8・9・13)	平成31年4月1日	(2・14)
	令和1年5月29日	(1)	令和1年10月1日	(8③)
	令和2年1月1日	(14)	令和2年2月20日	(2)
	令和2年3月6日	(1・2)	令和2年6月16日	(2)
	令和3年4月1日	(8③)	令和4年1月1日	(3・8③・15・16・17・18)
	令和4年6月1日	(8①)	令和4年10月1日	(8①)
	令和5年4月1日	(8③)	令和6年4月1日	(8③)
	令和6年5月20日	(8②③)	令和6年6月1日	(1・8③・18)